

平成29年(ヨ)第651号 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

答弁書

平成29年7月25日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階
きつかわ法律事務所(送達場所)

電話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓也



弁護士 辰田 淳



弁護士 畠井 雅史



弁護士 坂井 俊介



〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

有楽町電気ビルディング北館9階 三宅法律事務所

債務者代理人 弁護士 谷 健太郎



〒530-8270

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社

債務者代理人 弁護士 中室祐



目 次

第1 申立ての趣旨に対する答弁	4
第2 債務者の主張	4
1 債務者及び本件発電所	4
(1) 債務者	4
(2) 本件発電所	4
2 原子力発電の必要性	6
3 人格権に基づく差止請求の要件としての「具体的危険性」及び主張疎明責任	7
4 本件発電所へのミサイル攻撃の危険性が切迫している点について主張疎明がないこと	9
(1) 債権者の主張	9
(2) 破壊措置命令の有無及び根拠条文の点について	9
(3) ミサイル攻撃の具体的かつ現実的危険が切迫していないこと	10
(4) 小括	12
5 ミサイル攻撃への対処の枠組み	13
(1) 事態対処法及び国民保護法の概要	13
(2) 武力攻撃事態等への対処の枠組み	15
(3) 小括	18
6 本件発電所におけるテロリズム対策	18
(1) 原子炉等規制法等による規制内容	19
(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊対策	19
(3) 小括	21
7 結語	21

第1 申立ての趣旨に対する答弁

- 1 債権者の申立てを却下する
- 2 申立費用は債権者の負担とする

との裁判を求める。

第2 債務者の主張

1 債務者及び本件発電所

(1) 債務者

債務者は、電気事業等を営む株式会社であり、主として大阪府、京都府、兵庫県（一部を除く）、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県の一部、岐阜県の一部、福井県の一部における一般の需要に応じて電気を供給している。

この電気供給のため、債務者は、水力発電所 152 箇所（合計電気出力約 823 万 kW）、火力発電所 12 箇所（合計電気出力約 1941 万 kW）、原子力発電所 3 箇所（合計電気出力約 893 万 kW）、新エネルギー発電所 3 箇所（合計電気出力約 1 万 kW）を所有している。

(2) 本件発電所

ア 債務者は、福井県大飯郡高浜町田ノ浦 1 に、高浜発電所 3 号機及び 4 号機（以下、「本件発電所」という）を設置している。

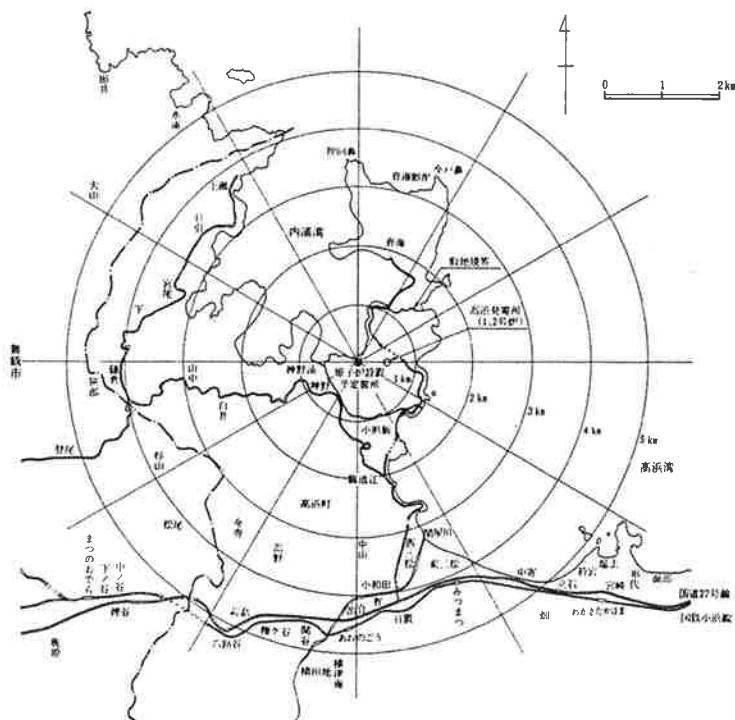
イ 本件発電所の設置に先立ち、高浜発電所 1 号機は昭和 49 年 11 月 14 日から、2 号機は昭和 50 年 11 月 14 日から、それぞれ営業運転を開始したところ、債務者は、昭和 49 年 12 月から、本件発電所の増設に伴う環境調査を行い、昭和 52 年 8 月には、福井県及び高浜町に対して、本件発電所の増設願を提出した。

本件発電所について、内閣総理大臣は、昭和 53 年 3 月 27 日の第 74 回電源開発調整審議会での承認を経て、昭和 52 年度電源開発基本計画に組み込

んだ。昭和 53 年 4 月 6 日には、債務者が通商産業大臣に原子炉設置変更（3, 4 号炉増設）許可申請を行い、これに対して、昭和 55 年 8 月 4 日、通商産業大臣が原子炉設置変更（3, 4 号炉増設）許可処分を行った。

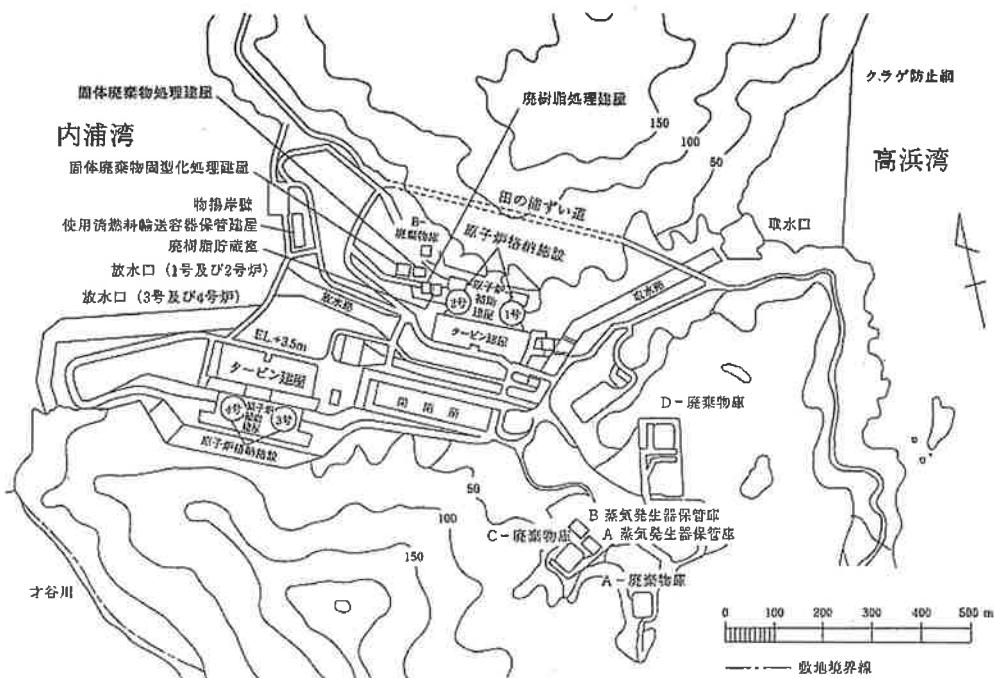
その後、債務者は、昭和 55 年 11 月 10 日に、本件発電所の建設工事に着手した。そして、高浜発電所 3 号機は昭和 60 年 1 月 17 日から、4 号機は昭和 60 年 6 月 5 日から、それぞれ営業運転を開始している。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受けて、原子炉等規制法¹が改正され、発電用原子炉等に関する新たな規制基準（以下、「新規制基準」という）が制定されたことを受けて、債務者は改めて平成 25 年 7 月 8 日、原子力規制委員会に対して、本件発電所に係る原子炉設置変更許可の申請を行い、これに対して、平成 27 年 2 月 12 日、原子力規制委員会が原子炉設置変更許可処分を行った。



【図表1 高浜発電所敷地付近地図】

¹ 正式には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」である。



【図表2 高浜発電所全体配置図】

2 原子力発電の必要性

我が国が更なる発展を遂げていくためには、安定的で、かつ社会的に負担の少ないエネルギー供給を実現する体制が求められている。

この点、原子力発電は、燃料のウランが政情の安定した国々から輸入されるなど供給安定性に優れている。また、原子力発電による二酸化炭素排出量は化石燃料を用いた場合に比して著しく少ない。さらに、原子力発電のコストは火力発電等に比して遜色ない水準である。

このように、原子力発電は、「供給安定性」、「環境性」、「経済性」のいずれの点においても優れた電源である。そして、政府が、福島第一原子力発電所事故をはじめとする国内外の環境の変化を踏まえて、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして平成26年4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」(乙1)は、エネルギー政策の基本的視点として3E(エネルギーの安定供給、経済効率性の

向上、環境への適合) + S (安全性) を示した上で (15~16 頁), 原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付けており (21 頁), 本件発電所もこのような電源として位置付けられる。

3 人格権に基づく差止請求の要件としての「具体的危険性」及び主張疎明責任

(1) 債権者は、人格権を本件仮処分により保全すべき権利として、本件発電所の運転差止を求めており (原発差止仮処分申立書(以下、「申立書」という)9 頁)。しかしながら、人格権は、直接これを定めた明文の規定ではなく、その要件や効果が自明のものではない。仮に、極めて広範囲の人格的利益を全て人格権の内容とした場合には、その概念内容は抽象的であり、権利の外延が不明確なものとなり、その効果も不明瞭とならざるを得ない。したがって、人格権に基づく差止請求を検討する場合には、その法的解釈は厳格になされなければならない。

そして、人格権に基づく差止請求は、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであるから、これが認められるためには、一般的には、

- ① 人格権侵害による被害の危険が切迫し、
- ② その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって、
- ③ その損害が相手方(侵害者)の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、
- ④ 他に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であること

を要するとされている(大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号25頁)。

これらの要件のうち、①の人格権侵害による被害の危険の切迫性の要件は、他の②~④の要件の前提となるものであるが、人格権に基づく妨害予防請求は、将来発生するか否か不確実な侵害の予測に基づいて相手方の権利行使を制約するものであるから、単に理論的ないし抽象的に危険が存在するというのでは足りず、人格権侵害による被害が生じる「具体的危険」が存在することが必要

である。

(2) このことは、上記の大坂地裁判決のほか、以下に示す従来の原子力発電所の差止請求訴訟の裁判例も等しく示してきたところである。

- ・仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号3頁
- ・金沢地裁平成6年8月25日判決・判例時報1515号3頁
- ・名古屋高裁金沢支部平成10年9月9日判決・判例時報1656号37頁
- ・札幌地裁平成11年2月22日判決・判例時報1676号3頁
- ・仙台高裁平成11年3月31日判決・判例時報1680号46頁
- ・静岡地裁平成19年10月26日判決・公刊物未登載
- ・名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号3頁
- ・松江地裁平成22年5月31日判決・公刊物未登載
- ・福井地裁平成27年12月24日決定・判例時報2290号29頁
- ・福岡高裁宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号90頁
- ・大阪高裁平成29年3月28日決定・公刊物未登載
- ・広島地裁平成29年3月30日決定・公刊物未登載
- ・佐賀地裁平成29年6月13日決定・公刊物未登載
- ・松山地裁平成29年7月21日決定・公刊物未登載

本件仮処分事件も、このような人格権に基づく妨害予防請求権としての差止請求の一類型である以上、本件発電所の運転を継続する（運転を停止しない）ことに伴って、いかなる機序でどのような人格権侵害の具体的危険が生じ、これにより、債権者にどのような被害が生じるのかが具体的に明らかにされなければ、債権者の請求は認められるものではないのである。

(3) そして、本件仮処分事件が民事裁判である以上、民事裁判における主張立証責任の一般原則に従い、上記の請求が認められるための要件については、債権者においてその主張疎明責任を負担すべきである。また、同様に、保全の必要性についても、債権者が主張疎明責任を負担すべきである。

(4) 以上を本件仮処分事件に即して述べると、債権者は、上記①の人格権侵害による被害の危険の切迫性の要件として、(i) 北朝鮮が本件発電所をミサイル攻撃の対象として選定し、(ii) このミサイル攻撃を実行に移す具体的かつ現実的な危険が切迫していること、(iii) 仮にこのミサイル攻撃が実行に移されたとした場合、本件発電所に命中する蓋然性が高いこと、(iv) 仮に攻撃が命中したとした場合、本件発電所のどの設備にどのような被害が発生し、その結果、どのようにして債権者的人格権を侵害するのかについて、具体的な主張疎明をすべきである。

4 本件発電所へのミサイル攻撃の危険性が切迫している点について主張疎明がないこと

(1) 債権者の主張

債権者は、「北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する危険性は現実のものである。保全の必要性は明らかである」（申立書 13 頁）等と主張し、本件発電所の運転を直ちに停止するよう求めている。そして、北朝鮮が本件発電所に対してミサイル攻撃をする現実的な危険性の根拠として、北朝鮮がミサイルの発射を繰り返していること（同 2～4 頁、平成 29 年 7 月 18 日付債権者準備書面(1)）、これを受けて、政府が自衛隊法 82 条の 3 第 1 項に基づく破壊措置命令を発していること（同 4～5 頁）を挙げている。

(2) 破壊措置命令の有無及び根拠条文の点について

しかしながら、そもそも、政府は、破壊措置命令を発令したか否かを明らかにしていない（乙 2、「参議院外交防衛委員会（第百九十一回国会閉会後）会議録第一号」5 頁）。

また、債権者が申立ての趣旨及び理由で挙げている破壊措置命令の根拠条項は自衛隊法 82 条の 3 第 1 項であるが、同条 3 項も破壊措置命令の根拠となり

得る。しかも、前者は「弾道ミサイル等・・・が我が国に飛来するおそれ」がある場合を要件とする一方、後者は弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないものの「事態が急変し・・・内閣総理大臣の承認を得るいとまがな」い場合を要件としており、前提とする事態が異なっている

(乙3、「平成28年版　日本の防衛　防衛白書」443頁資料45)。上記のとおり、政府によって破壊措置命令が発令されているか否かは不明であるが、仮に政府によって破壊措置命令が発令されているとしても、政府による公表がなされていないため、根拠条項がいずれであるかは明らかでなく、債権者の摘示した第1項ではない可能性もある。

(3) ミサイル攻撃の具体的かつ現実的危険が切迫していないこと

以上の点については一旦措いて、仮に債権者が主張するように、自衛隊法82条の3第1項を根拠として破壊措置命令が発令されているとしても、債権者の主張疎明では、本件発電所の運転を停止すべき程度に本件発電所へのミサイル攻撃の具体的かつ現実的な危険が切迫しているとはいえない(上記3(4)における(i)(ii)の要件を満たすとはいえない)。

ア 確かに、近年、北朝鮮がミサイルの発射を繰り返しており、日本を含む周辺各国が警戒を強めていることは事実である。しかし、これらのミサイルの発射は、債権者も「実験」と述べているように(申立書2頁)、いずれも具体的に日本の領土を標的とした攻撃と認められるようなものではなく、実際に北朝鮮からのミサイル攻撃が日本の領土に及び、被害が発生した事実もない。

イ また、下記5で述べるように、日本の法制上、ミサイル等による外部からの武力攻撃に対しては、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下、「事態対処法」という)及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下、「国民保護法」という)並びにこれらの関係法令に従って、

国が主導的役割を担いつつ、関係機関と相互に連携協力して対処するものとされ、原子力発電事業者は、このような関係法令の枠組みの下で、具体的な状況に応じて、原子炉の停止その他の措置を適切に講じることが予定されている。

そして、事態対処法は、武力攻撃²が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態を「武力攻撃事態」、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を「武力攻撃予測事態」と定義し、これらの事態に至ったと認められる場合、政府は対処基本方針を定めて公示・周知し、同方針においてこれらの事態に至った旨の認定を明示するものとされているところ（2条2号及び3号、9条1項、6項及び8項）、これらの事態の認定は、国際情勢、相手方の意図、軍事的行動などを総合的に勘案して判断するものとされている（乙4、「平成17年版　日本の防衛　防衛白書」151頁）。しかるところ、政府は、少なくとも現時点において、武力攻撃事態に至ったと認定していないのはもちろん、武力攻撃予測事態に至ったとも認定していない。

これに対し、債権者が指摘する自衛隊法82条の3第1項に基づく破壊措置命令は、弾道ミサイルが飛来するおそれがある場合又は現に飛來した場合であっても、その意図や目的が特定できない場合など、武力攻撃事態であると判断できない場合もあり得ることから、武力攻撃事態が認定されていない場合においても、弾道ミサイルが飛来し、日本に着弾すれば国民の生命と財産に被害が生じる可能性があるという事情さえあれば、防衛大臣が弾道ミサイル等の破壊措置をとるべき旨を命ずることができるというものとされている（乙4、151頁）。

以上に鑑みれば、仮に破壊措置命令が発せられているとしても、武力攻撃

² 我が国に対する外部からの武力攻撃をいい（事態対処法2条1号）、弾道ミサイル攻撃等が想定されている（国民保護法32条2項2号、国民の保護に関する基本指針（乙7）11～13頁）。

事態や武力攻撃予測事態が認定されていない現状においては、政府は、北朝鮮の弾道ミサイルが「我が国に飛来するおそれ」が存すること（自衛隊法 82 条の 3 第 1 項）を認めている可能性はあるとしても、北朝鮮が日本を標的とした武力攻撃をする明白な危険が切迫している事態（武力攻撃事態）に至ったと判断していないのはもちろんのこと、事態が緊迫し、北朝鮮による武力攻撃が予測される事態（武力攻撃予測事態）に至ったとも判断していない。

ウ 上記ア及びイで述べた事情に加えて、債権者も言及しているように、北朝鮮によるミサイル発射問題については、日本、米国、韓国、中国等の関係各国によって解決に向けた外交努力が鋭意続けられているのは公知の事実であり、また、「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）」（乙 5）56 条 1 項は、戦時においても、「・・・原子力発電所は・・・軍事目標である場合であっても・・・攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない」と定め（乙 5, 68 頁）、日本及び北朝鮮は上記条約に加入していること（乙 6、「ジュネーヴ諸条約等（締約国一覧）」3/6 頁）、イージス艦による上層での迎撃とペトリオット P A C – 3 による下層での迎撃を自動警戒管制システム（JADGE）により連携させて効果的に行う多層防衛を基本とした弾道ミサイル防衛の整備が着実に進められていること（乙 3, 289～293 頁）等をも併せ考慮すると、少なくとも現時点において、日本、とりわけ本件発電所が北朝鮮からミサイル攻撃を受けて被害を被る切迫した危険があるとはいえない。

（4）小括

以上のとおり、本件発電所の運転を停止すべき程度に本件発電所へのミサイル攻撃の具体的かつ現実的な危険が切迫しているとはいはず、債権者は、上記 3 で述べた人格権侵害による被害の危険の切迫性の要件のうち、（i）北朝鮮が

本件発電所をミサイル攻撃の対象として選定し、(ii) このミサイル攻撃を実行に移す具体的かつ現実的な危険が切迫していることについて主張疎明していない。

したがって、その他の要件について述べるまでもなく、債権者は本件発電所の運転（本件発電所の運転を停止しないこと）に伴う「具体的危険」を主張疎明していないといえるから、債権者の申立てが認められる余地はない。

5 ミサイル攻撃への対処の枠組み

債権者は、「ミサイル攻撃による原発重大事故の危険は現に存在し、本件仮処分においては債権者はそれを理由に人格権に基づく差止を請求しているのであって、新規制基準が不十分とか、それへの適合性審査が違法であると主張しているのではない」（申立書9頁）と主張する。

ミサイル攻撃による重大事故発生の具体的危険性について、何ら主張疎明されていないことは前述のとおりであるが、本件の判断に際しては、この問題に対する我が国の法的枠組みがどのようなものであるか、その枠組みにおいて現時点はどのような段階にあるのかということが参考になると思われる。すなわち、事態対処法及び国民保護法においては、仮に事態対処法に定める武力攻撃事態等に至った場合、国が主導的役割を担いつつ、債務者を含めた関係機関が相互に連携協力して対処することが予定されているので、以下ではこの点について説明する。

(1) 事態対処法及び国民保護法の概要

ア 事態対処法は、外部からの武力攻撃等といった武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって日本の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的としている（1条）。そして、国は、武力攻撃事態等及び存立危機事態において、組織及び機能の全てを挙

げて、これらの事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようとする責務を負い（4条1項）、この責務を果たすため、関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとされている（4条2項）。

イ また、国民保護法は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し必要な事項を定めることにより、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としている（1条）。

そして、国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関（原子力発電事業者はこれにあたる。国民保護法2条1項、事態対処法2条7号、同法施行令3条37号イ）が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（国民保護法3条1項）。このような責務及び国民保護法32条から35条までの定めを受けて、政府は、「国民の保護に関する基本指針」（乙7）を定め、原子力規制委員会等の指定行政機関（国民保護法2条1項、事態対処法2条5号、同法施行令1条）及び地方公共団体は、国民保護計画を定めている（原子力規制委員会につき、乙8、「原子力規制委員会国民保護計画」、福井県につき、乙9、「福井県国民保護計画」）。

また、原子力発電事業者等の指定公共機関は、武力攻撃事態等においては、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有している（国民保護法3条3項）。このような責務

及び国民保護法 36 条の定めを受けて、指定公共機関は、「国民の保護に関する基本指針」（乙 7）に基づき、その業務に関し、国民保護業務計画を定めている（債務者につき、乙 10、「国民保護業務計画」）。

ウ これらの法律により、日本に対する外部からのミサイル攻撃等の武力攻撃に対しては、国の主導の下、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が連携協力して、必要かつ適切な措置を講じる制度枠組みが整備されている。

（2）武力攻撃事態等への対処の枠組み

ア 既に述べたとおり、事態対処法は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態を「武力攻撃事態」、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を「武力攻撃予測事態」と定義し、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を総称して「武力攻撃事態等」と定義している（1条、2条2号及び3号）ところ、国民保護法もこの用語をそのまま用いている（国民保護法 2条1項）。

そして、政府は、武力攻撃事態等に至ったときなどは、その対処に関する基本的な方針（対処基本方針）を定めるところ、同方針には、事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること等の認定及び当該認定の前提となった事実も記載され（事態対処法 9条1項及び2項）、政府が武力攻撃事態等に至ったと判断したことが、その根拠とともに明らかにされることになる。

この対処基本方針が定められたとき、内閣総理大臣は、自らを対策本部長とする事態対策本部を設置する（事態対処法 10条1項、11条1項）。事態対策本部は、国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務等を所掌し、同対策本部を中心に、地方公共団体及び指定公共機関等と連携協力し、万全

の国民保護措置を講ずるものとされている（国民保護法 10 条, 24 条。乙 7, 16 頁）。

イ そして、武力攻撃に伴って原子力発電所外へ放射性物質が放出され、又は放出されるおそれがあるときは、国、地方公共団体、原子力発電事業者を含む指定公共機関等は、国民保護法、国民の保護に関する基本指針、国民保護計画又は国民保護業務計画等に基づいて、必要な措置を講ずることとしている（国民保護法 97 条, 103 条, 105 条, 106 条等、乙 7～10）。

かかる措置について、本件発電所に対する北朝鮮からのミサイル攻撃という事態に即して、指定行政機関である原子力規制委員会、本件発電所の所在地の地方公共団体である福井県、及び指定公共機関である債務者に分けて述べると、次のとおりである。なお、本件発電所の原子炉の運転を停止する場合、国（原子力規制委員会）及び債務者は、施設及び運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、国の一元的な指揮の下で相互に緊密に連携し、対応するものとされている（乙 7, 50 頁）。

（ア）原子力規制委員会

原子力規制委員会は、本件発電所に係る武力攻撃災害（武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。国民保護法 2 条 4 項）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、原子力発電事業者である債務者に対し、本件発電所の使用停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずる（国民保護法 106 条、乙 7, 49～50 頁、乙 8, 15 頁）。

本件発電所の使用停止等を命令するに当たっては、施設及び運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、関係省庁及び債務者と相互に緊密に連携し、対応するとされている（乙8、15頁）。

（イ）福井県

福井県は、武力攻撃に伴い、本件発電所から放射性物質等の放出等による周辺環境への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に必要があると認められるときは、国を通じて、又は直接債務者に対し、本件発電所の運転停止等適切な措置を講ずることを要請する（乙9、138頁）。

（ウ）債務者

債務者は、国及び福井県等と連携しつつ、本件発電所の運転停止に関して次のような措置を講じるものとしている（乙10、14頁）。

①（国民保護法44条に基づき）地域を定めて警報が発令された場合において、本件発電所が対象地域内であるときは、直ちに代替電力の確保について関係箇所と調整するなど、原子炉の運転停止に向けての必要な措置を講ずる。また、地域を定めずに警報が発令された場合も、直ちに本件発電所について原子炉の運転停止に向けての必要な措置を講ずる。

②原子力規制委員会から本件発電所の運転停止命令が発令された場合は、原子炉の運転を停止する。また、福井県知事から本件発電所の運転停止等適切な措置の要請を受けた場合は、原子炉の運転停止に向けて必要な措置（国との調整等）を講ずる。

③突発的に武力攻撃が発生した場合等、特に緊急を要する場合は、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令又は福井県知事からの運転停止等適切な措置の要請等に関係なく、平時における緊急時

対応マニュアル等に基づき、自らの判断により、直ちに本件発電所の原子炉の運転を停止する。

また、原子炉の運転停止に当たっては、国と相互に緊密な連絡を取りつつ、電力供給の確保のための措置等を行う（乙 10、14 頁）。

（3）小括

以上述べた枠組みに照らせば、仮に北朝鮮からミサイル攻撃を受ける危険が切迫するに至った場合、事態対処法及び国民保護法に基づき、国の主導の下、関係機関が相互に連携して対処することが予定されており、指定公共機関である債務者も、国民保護法に基づく警報の発令、原子力規制委員会による運転停止命令の発令等、原子炉を停止すべき事態に至った場合は、国民保護法、国民保護業務計画等に基づき、原子炉の停止を含む適切な措置を行うことが予定されている。

しかるに、上記 4（3）で述べたとおり、現状はこのような枠組み以前の段階であり、この点からも北朝鮮からのミサイル攻撃の具体的かつ現実的な危険が切迫しているといえないことは明らかである。

6 本件発電所におけるテロリズム対策

ちなみに、上記 5 で述べた枠組みのほか、本件発電所では、原子炉等規制法及び関係法令の定めに基づき、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する設備、体制を整備している。

このようなテロリズムに対する備えとして整備した設備、体制は、仮に本件発電所がミサイル攻撃を受けた場合にも可能な限り活用するものであるため、念のため、以下では本件発電所におけるテロリズム対策について説明する。

（1）原子炉等規制法等による規制内容

ア 原子炉等規制法は、原子炉設置（変更）許可の基準の一部としてテロリズム対策に関する基準を設けているほか、保安や核燃料物質に対する所定の防護措置を義務付けている。前者の原子炉設置（変更）許可に係るテロリズム対策に関する基準については、同法 43 条の 3 の 6 第 1 項 3 号及び 4 号並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」という）及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（乙 12。以下、「重大事故等防止技術的能力基準」という）に定められ、後者の保安、防護措置については、同法 43 条の 3 の 22 及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という）に定められている。

イ 原子炉等規制法の下におけるテロリズム対策のうち、「故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊対策」は、発電用原子炉施設に対する外部からの攻撃によって大規模な損壊が発生した場合に備える設備、体制の整備を求めるものである。以下、この対策等について述べる。

（2）故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊対策

ア 法令の要求事項

（ア）設置許可基準規則 43 条は、発電用原子炉を設置しようとする者又は発電用原子炉設置者に対し、重大事故等に対処するための機能を有する設備として、重大事故等対処設備を設けることを求めている。

この重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合等にも備えて設置されるものである。

重大事故等対処設備は可搬型と常設型とがあるところ、設置許可基準規

則 43 条 3 項 5 号及び設置許可基準規則解釈 43 条 7 項（乙 11, 92 頁）は、可搬型重大事故等対処設備について、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮して、常設重大事故等対処設備とは異なる場所で、かつ原子炉建屋から離隔をとった場所等に保管することを求めている。

(イ) 重大事故等防止技術的能力基準及び実用炉規則 86 条は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等により発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合を想定した、消火活動、炉心の著しい損傷の緩和のための対策及び格納容器の破損の緩和のための対策等についての手順書の整備、当該手順書にしたがって活動を行うための体制や資機材の整備（教育・訓練を含む）を求めている（乙 12, 7 頁, 36~38 頁）。また、実用炉規則 92 条 1 項 23 号は、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための体制の整備に関する事項を保安規定に定めることを求めている。

その上で、原子炉等規制法 43 条の 3 の 24 第 5 項、実用炉規則 93 条 1 項及び 2 項は、保安規定の遵守状況や、訓練のうち原子力規制委員会が必要と認めるものについて、同委員会の検査を受けることを求めている。

イ 本件発電所における対策

債務者は、テロリズムによる大規模損壊によって本件発電所が受ける被害範囲は不確定性が大きく、予めシナリオを設定した対応操作は困難であると考えられること等から、周辺環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応を行うこととし、上記アで述べた法令の要求事項を踏まえて、可搬型設備による対応を中心とした対策手順を整備した。

そして、こうした対策については、原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査において、その妥当性が確認されている（乙 13、「関西電力株

式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書）。また、債務者は、上記で述べた法令の要求事項を踏まえて、保安規定の策定、資機材の配備、教育・訓練等を行い、毎年、原子力規制委員会の検査を受けている。

（3）小括

このように、債務者は、本件発電所において、原子炉等規制法及び関係法令に基づくテロリズム対策を適切に講じている。そして、債務者は、万一のミサイル攻撃に対しては、同対策のために整備した設備や体制を可能な限り活用するものである。

7 結語

以上述べたとおり、債権者は、（i）北朝鮮が本件発電所をミサイル攻撃の対象として選定し、（ii）このミサイル攻撃を実行に移す具体的かつ現実的な危険が切迫しているか、（iii）仮にこのミサイル攻撃が実行に移されたとした場合、本件発電所に命中する蓋然性がどの程度あるか、（iv）仮に攻撃が命中したとした場合、その後、どのようにして債権者的人格権を侵害するのかについて、何ら具体的な主張疎明をしない。

仮に北朝鮮からミサイル攻撃を受ける危険が切迫するに至った場合、事態対処法及び国民保護法の枠組みの下、原子炉の停止を含む適切な措置を行うことが予定されているが、現状はこのような枠組み以前の段階である。

ちなみに、債務者は、本件発電所において、テロリズムに備えて、原子炉等規制法及び関係法令の下で様々な対策を講じ、設備や体制を整備しているところ、万一のミサイル攻撃に対してはこのような設備や体制を可能な限り活用するものである。

以上に照らせば、本件発電所の運転を継続することにより、債権者的人格権が

侵害される具体的危険があるとは考えられない。

よって、債権者の申立ては却下されるべきである。

以上